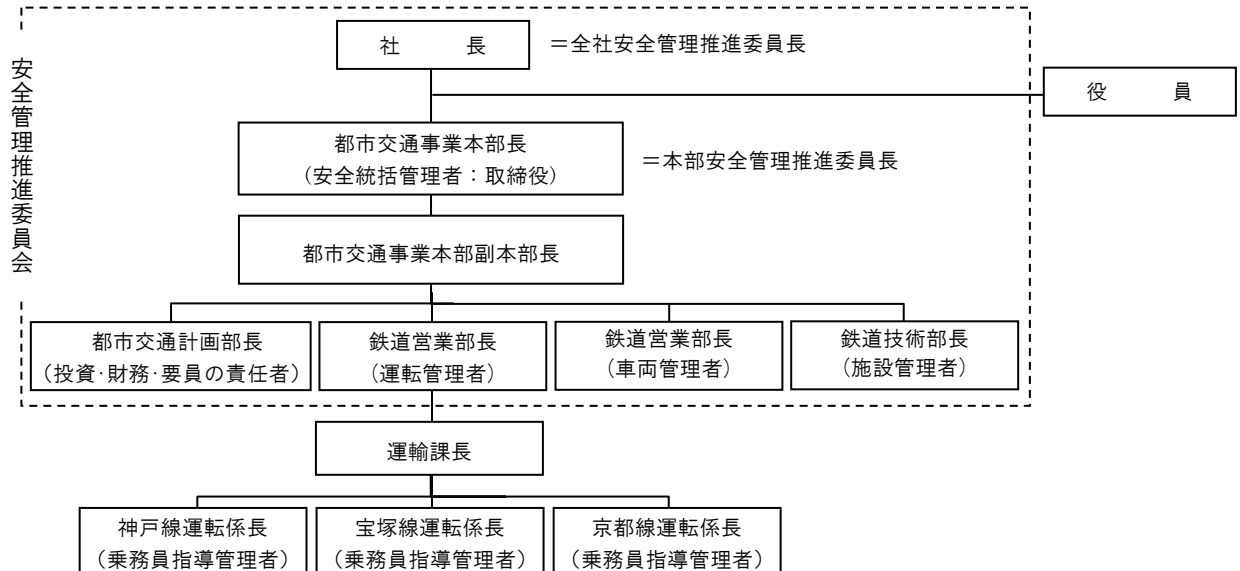


## 4 安全管理体制

2007年安全報告書 阪急電鉄株式会社

### 4-1 安全管理体制及び安全管理推進委員会

#### 安全管理体制概要図



#### (1) 主な管理者と役割

##### 1 社 長

鉄道事業の実施及び管理の体制と規程を定め、設備、輸送、要員、投資、予算等、必要な中期経営計画の策定に際しては、安全性及び実現可能性の観点から検証して状況の把握と必要な改善を行います。

##### 2 安全統括管理者

鉄道施設、車両、運転取扱いの安全確保を最優先し、輸送業務の実施及び各管理部門を統括管理するため、安全管理規程の周知や関係法令等の遵守と安全第一の意識を徹底させ、輸送業務の実施、管理の状況及び中期経営計画に定める安全性向上施策の実施状況を随時、確認し、必要な改善の措置を講じます。

##### 3 運転管理者

安全で安定した輸送を確保するため、運転関係の係員及び鉄道施設、車両を総合的に活用し、運行計画の設定及び改定や乗務員及び車両の運用、列車の運行の管理、乗務員の育成及び資質の維持等、運転に関する業務の管理を行います。

##### 4 乗務員指導管理者

運転管理者の命を受けて、乗務員の資質の維持管理を行い、資質の充足状況に関する定期的な確認及び報告を行います。

## (2) 安全管理推進委員会

安全管理推進委員会では、輸送業務の実施方法や管理方法を確認し、事故の再発防止対策等、安全性を向上する施策を進めております。

全社安全管理委員会は、社長以下、取締役、部長、各部門の副部長等で組織し、年2回（春・秋）開催いたします。

本部安全管理推進委員会は、都市交通事業本部長以下、各部門の調査役等で組織し、月1回開催しております。

また、運転、車両、施設、電気の各部門には、本部安全管理推進委員会の下部組織として、部門別の安全管理推進委員会や作業部会を設け、各部門における安全施策の検討及び推進、並びに潜在する危険要因について検討等を行っております。

本部安全管理推進委員会



## (3) 安全管理規程

遵守すべき事業の運営方針や事業の実施及び管理の体制、並びに方法を定めることにより、安全管理体制を確立し、輸送の安全水準の維持、向上を図ることを目的に制定いたしました。

## (4) 安全管理推進委員会規程

「安全管理規程」に定めるとおり、輸送業務の実施方法や管理方法を確認し、事故の再発防止対策等、安全性を向上する施策の推進を目的として、安全管理推進委員会の責務や運営方法等について制定いたしました。

### 4-2 安全管理体制に係る主な活動

- 2006年10月 安全管理規程の制定、並びに安全管理推進委員会の発足  
安全統括管理者及び運転管理者 近畿運輸局届出  
第1回全社安全管理推進委員会の開催（以後、春・秋開催）  
第1回本部安全管理推進委員会の開催（以後、毎月開催）
- 2006年11月 社長巡視及び社報による安全管理体制構築について現業への趣旨徹底  
輸送の安全に係る内部監査の実施（車両・施設部門）
- 2006年12月 国土交通省による立入検査  
年末年始安全総点検に伴う本部長巡視
- 2007年1月 輸送の安全に係る内部監査の実施（運転部門）
- 2007年2月 覚せい剤取締法違反に伴う緊急本部長巡視
- 2007年3月 都市交通事業本部合同訓練の実施  
輸送の安全に係る内部監査の実施（社長・安全統括管理者・都市交通計画部等）

### 4-3 安全管理体制の見直し

「輸送の安全の確保」に対する監査は、従来より鉄道業務監査の中で現業部門に対して行ってきましたが、新たな安全管理体制の構築にあたり、別途「鉄道安全監査要綱」を定め、都市交通事業本部の経営管理部門に対して監査を実施しました。また、この監査結果や記録及び管理している書類を基に社長及び経営管理部門に対しても「内部監査」を実施し、輸送の安全に係る業務の実施方法や管理方法を検証するとともに、適正な運営により安全輸送の確保や維持向上に取り組んでいることを確認いたしました。